

第23回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和5年7月18日
告示番号	第16号
会議年月日	令和5年7月25日
会議の場所	川崎農村環境改善センター
出席委員	別紙のとおり
欠席委員	別紙のとおり
	会議に出席した職
	事務局長 阿部 徹
	局長補佐 佐藤 正浩
	企画係長 浅岡 栄嗣
	主 事 濱 夏海
本日の案件	第23回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻	午後1時31分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第23回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、9番 畠山 信吾 委員より欠席の届出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に2番 佐藤 圭一 委員、3番 佐藤 喜明 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡係長、濱主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第53号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>
局 長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>1ページをお開き願います。</p> <p>報告第53号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の3の規定による相続の届け出について、専決処</p>

分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページをご覧ください。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から7ページの第19号までの19件、21名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和5年7月14日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定し、届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第53号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第53号の質疑を終わります。

次に、「報告第54号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

8ページをご覧ください。

報告第54号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第9号までの9件11筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届け出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届け出の内容について通知しておりますので、担当委員の方には随

時現地確認をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び切土と農業用施設の整備が1件、耕作の利便性を図るための盛土が3件、農業用施設の整備が5件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第54号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第54号の質疑を終わります。

次に、「議案第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

10ページをご覧ください。

議案第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請5件です。

第1号については、譲渡人が労力不足のため耕作管理できない状態にあることから、現在、耕作している譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第2号については、貸付人が労力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和8年7月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第3号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、現在、持ち分1/2を所有し耕作している譲受人が贈与により譲渡人の全持ち分1/4を譲り受けようとするものです。

11ページをご覧ください。

第4号については、譲渡人が体調不良により耕作を続けられないことから、親戚関係にある譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、

売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第6号については、譲渡人が高齢のため労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

12ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請3件です。

第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、親類である譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第8号及び第9号については、近隣同士の譲渡人及び譲受人がお互いの農作業の効率化及び耕作の利便性を図るため、お互いの農地をそれぞれ交換により取得しようとするものです。

13ページをご覧ください。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第10号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人が高齢であることから、農業後継者である譲受人が生前贈与により農地を取得しようとするものです。

14ページをご覧ください。

次に、藤沢地域に係る申請3件です。

第11号については、譲渡人が労力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第12号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第13号については、譲渡人が労力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

以上、13件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第158号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

議 長

19番
佐藤 洋子 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年7月11日、火曜日、午前10時30分より、
現地調査員、農業委員 私 佐藤と農地利用最適化推進委員
佐藤委員、佐々木委員、事務局職員 千葉主任主事、農政推進課
及川主事でございます。

報告内容、第1号から第5号について、別紙農地法第3条現地
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました
結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もな
いことから問題ないと思われます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

23番
鈴木 勝 委員

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年7月11日、火曜日、午前9時30分より、
農業委員 畠山委員、私 鈴木 と農地利用最適化推進委員の
小野寺委員 支所職員 佐藤主事と行いました。

報告内容、第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率
的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ない
と思われます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

5番
佐藤 繁 委員

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年7月11日、火曜日、午前9時30分より、
現地調査員、農業委員 私 佐藤と農地利用最適化推進委員 千
葉委員、小野寺委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第7号から第9号について、別紙農地法第3条現地
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、い
ずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことか
ら問題ないと思われます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

15番
千葉 綾雄 委員

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和5年7月11日、火曜日、午前10時より、調査員に

議 長
13番
佐藤 和威治 委員

つきましては農業委員としては 藤原委員、私 千葉、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩渕委員、支所職員 小野寺主任主事、千葉会計年度任用職員で行いました。

報告内容、第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和5年7月11日、火曜日、午前9時30分より、調査員につきましては農業委員としては 佐々木委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 畠山委員、伊藤委員、佐藤委員、菅原委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、第11号から第13号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第158号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第159号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

15 ページをお開き願います。

議案第 159 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請 7 件です。

第 1 号は、譲受人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

第 2 号は、借受人が工事用作業ヤードとして利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 3 号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

16 ページをお開き願います。

第 4 号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

第 5 号は、借受人が工事車両の駐車場として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 6 号は、譲受人が園舎を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

17 ページをお開き願います。

第 7 号は、譲受人が駐車場、庭及び物置として利用するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請 1 件です。

第 8 号は、譲受人が工場及び駐車場として利用するため転用申請するものです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、既存施設の 2 分の 1 以内の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えら

れます。

次に、千厩地域に係る申請 5 件です。

第 9 号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

18 ページをお開き願います。

第 10 号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 11 号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 12 号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

19 ページをお開き願います。

第 13 号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

次に東山地域に係る申請 1 件です。

第 14 号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、14 件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第159号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

19番

一関地域の農地法第 5 条現地調査報告をいたします。

佐藤 洋子 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第 1 号〕申請地は、一関 I C から東に約 390 m の位置にあ

り、周囲は北及び西側が宅地、東及び南側が農地となっている。

申請人が共同住宅を建設する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
〔第2号〕申請地は、JR一ノ関駅から南に約3.4kmの位置にあり、周囲は北側が道、西・南側が農地、東側が河川となっている。

申請人が工事に伴う作業ヤードとして一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺の農地に影響はないと思われま

す。
〔第3号〕申請地は、一関市役所から南西に約2.4kmの位置にあり、周囲は北側が水路、東側が宅地、南側が市道、西側が農地となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
〔第4号〕申請地は、JR一ノ関駅から北東に約1.6kmの位置にあり、周囲は、北側が宅地、西側が農地及び道、南側が市道、東側が農地となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
〔第5号〕申請地は、一関ICから北西に約500mの位置にあり、周囲は北側が市道、西側が宅地、南側が市道、東側が農地及び道となっている。

申請人が工事に伴う駐車場として一時転用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
〔第6号〕申請地は、一関ICから南に約280mの位置にあり、周囲は北側及び南側が水路、西側が市道、東側は雑種地となっている。

申請人が園舎を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。
〔第7号〕申請地は、一関ICから北東に約750mの位置にあり、周囲は、北側が公衆用道路、東側が雑種地、南側が農地、西側が宅地となっている。

申請人が駐車場等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

議 長

23番
鈴木 勝 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。
大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第8号〕申請地は、J R 摺沢駅から北東に約3.1kmの位置にあり、周囲は東・北及び南側が水路、西側が農地となっている。

申請人が工場及び駐車場を整備する計画であり、排水は、工場部分は合併処理浄化槽を設置する予定であり、また、駐車場部分は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

議 長

以上です。
ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

5番
佐藤 繁 委員

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第9号〕申請地は、千厩支所から西に約1.5kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が雑種地、西側が農地、南側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第10号〕申請地は、J R 千厩駅から北に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が工場及び水路、西側が農地及び道、南側が鉄道及び道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第11号〕申請地は、千厩支所から北西に約3.8kmに位置し、周囲は東側及び南側及び西側が農地、北側が雑種地となっている。

申請人が自宅を新築するものであり、排水は合併浄化槽を設置のうえ側溝へ流すもので周辺農地に影響はない。

〔第12号〕申請地は、J R 千厩駅から北に約1.2kmの位置にあり、周囲は北側が道及び農地、東側が河川、西側が国道、南側が

農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第13号〕申請地は、JR千厩駅から北に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側が道及び農地、南側が水路及び農地、東側が線路、西側が河川及び農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

議長

ありがとうございました。

24番

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

鈴木 弘也 委員

東山地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年7月11日、火曜日、午前10時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、私 鈴木と農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 佐藤農林係長、菊池主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第14号〕申請地は、東山支所から東に約850mの位置にあり、周囲は北側が山林、東側及び南側が原野、西側が農地及び市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいとお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第159号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第159号」を許可相当と決します。

議 長

局 長 補 佐

次に、「議案第 160 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

20 ページをお開き願います。

議案第 160 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。

21 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が 10 件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が 10 件です。

最初に貸借権設定です。

第 1 号から 23 ページ第 5 号までの 5 件は、花泉地域に係る申請です。

24 ページをお開き願います。

第 6 号は、大東地域に係る申請です。

第 7 号は、東山地域に係る申請です。

25 ページをお開き願います。

第 8 号は、室根地域に係る申請です。

第 9 号から第 10 号までの 2 件は、藤沢地域に係る申請です。

26 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第 1 号は、一関地域に係る申請です。

第 2 号は、大東地域に係る申請です。

第 3 号は、東山地域に係る申請です。

27 ページをお開き願います。

第 4 号から 29 ページ第 8 号までの 5 件は、室根地域に係る申請です。

第 9 号から 30 ページ第 10 号までの 2 件は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第160号」の説明を終わります。

なお、〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕 第 3 号について、7 番 佐藤 想司 委員が農業委員会等に関する

		法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第160号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を [農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)] 第3号を除き 可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって「議案第160号[農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)] 第3号を除き可と決します。
議	長	次に、「議案第160号」[農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)] 第3号について審議いたします。
		佐藤 想司 委員は退室願います。
		(午後2時8分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第160号」[農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)] 第3号について、可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第160号」[農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)] 第3号を可と決します。
		佐藤 想司 委員は入室願います。
		(午後2時9分 入室)
議	長	佐藤 想司 委員に申し上げます。
		「議案第160号」[農地中間管理事業関係(個別案件一括方式)] 第3号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第161号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局長 補佐		31ページをお開き願います。

議案第161号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。

32ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が42件です。

第1号から40ページ第37号までの37件は、一関地域に係る申請です。

第38号から40ページ第42号までの5件は、川崎地域に係る申請です。

申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第161号」の説明を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。「議案第161号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第161号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第162号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

41ページをお開き願います。

議案第162号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は6件で、花泉地域2件、大東地域2件、千

議長

10番
佐藤 和幸 委員

議長

23番
鈴木 勝 委員

既地域1件、川崎地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第162号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

調査日、令和5年7月11日、火曜日、午前10時30分より、調査員につきましては農業委員としては私 佐藤、農地利用最適化推進委員 及川委員、佐藤委員 支所職員 千葉主任主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕申請地は、JR油島駅から北西に約3.8kmの位置にあり、周囲は北側が山林及びため池、東側が原野、南側が道路、西側が山林となっている。

平成12年頃に更地としたうえで、その後、25-2, 25-3, 25-4はパークゴルフ場のコースとして、25-5, 25-6は法面の土留めとしての山林として利用しており、既に農地性は失われております。

〔第2号〕申請地は、JR油島駅から北東に約2.0kmの位置にあり、周囲は北・南及び西側が原野、東側が宅地となっている。

平成10年頃から居宅敷地及び居宅への進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第3号〕申請地は、JR摺沢駅から北に約4.8kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が雑種地、南側が市道、西側が農地となっている。

議 長

5番
佐藤 繁 委員

議 長

20番
遠藤 勝幸 委員

昭和50年頃から居宅進入路及び来客駐車場として利用していたものであり、既に農地性は失われております。

〔第4号〕申請地（119-7）は、市役所大東支所から南西に約4.3kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が農地、東側が宅地、西側が農地及び雑種地（申請地119-8）となっている。

申請地（119-8）は、市役所大東支所から南西に約4.3kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が農地、東側が宅地（申請地119-7）、西側が市道となっている。

昭和60年頃から119-7は庭として、119-8は居宅進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員にしましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第5号〕申請地は、JR小梨駅から南西に約3.5kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が宅地、西側が道、南側が農地及び道となっている。

昭和59年頃から庭及び居宅進入路の一部として利用していたものであり、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

調査日、令和5年7月11日、火曜日、午前9時30分より、調査員につきましては農業委員としては私 遠藤、農地利用最適化推進委員 今野委員、小野寺委員 事務局職員 濱主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第6号〕申請地は、一関市役所川崎支所から東に約4.3kmの位置にあり、周囲は北、東及び南側は宅地、西側が市道となっている。

昭和51年頃から宅地法面として利用しており、既に農地性は失

		<p>われております。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第162号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
議	長	<p>挙手多数と認めます。</p> <p>よって、「議案第162号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に「議案第163号 農地利用最適化推進委員の決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局	長	<p>追加で配付しております議案書をご覧ください。</p> <p>議案第163号 農地利用最適化推進委員の決定について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>欠員となっておりました花泉地域の農地利用最適化推進委員1名について、次の者を委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、議決を求めるものです。</p> <p>推進委員欠員補充の経過ですが、6月15日から7月14日まで公募を行い、定員1名のところに団体推薦により1名の応募がありました。</p> <p>その後、農業委員8名により、7月20日に選考委員会を開催し、応募者についての審査を行い、適任者であると判断し、候補者と決定したところであります。</p> <p>候補者の年齢、住所、主な経歴等については、本日配布しております議案第163号参考資料をご覧ください。</p> <p>よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第163号」の説明を終わります。</p>

議 長 審議願います。

18番 佐々木委員 18番 佐々木委員
人事案件でありますので、即座に決定したらいかがでしょうか。お諮りをお願いします。

佐々木 栄一 委員 議 長 佐々木委員は、人事案件につき即座に決定したらよろしいのではとのことでした。そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第163号 農地利用最適化推進委員の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。
よって、「議案第163号」を可と決します。

議 長 以上で議案審議が終了いたしました。
第23回一関市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

(午後 2 時25分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員